

身体拘束適正化検討委員会規程

特定非営利活動法人かがやき

(委員会の目的)

第1条 身体拘束適正化検討委員会は、障害のある利用者の人権擁護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、身体拘束の適正化に向けた検討を行い、身体拘束の廃止に努めることを目的とする。

(委員会の組織)

第2条 委員は以下のとおりとする。

- 1) 委員長は、虐待防止責任者である代表理事とする。
- 2) 委員は、虐待委員である管理者とその他必要とされる者（法人役員、第三者委員等）の中で委員長が指名した者とする。
- 3) 委員には、法人の第三者委員を加えることができる。
- 4) 委員には、利用者の代表等を加えることができる。
- 5) 委員には、家族会の代表等を加えることができる。

(委員会の開催)

第3条 委員会の開催を次のとおりとする。

- 1) 委員会は、年に1回以上開催する。
- 2) 臨時に委員会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。

(委員会の業務)

第4条 委員会は次のとおり実施する。

- 1) 「身体拘束の適正化のための指針」を職員に周知するとともに、職員が利用者に対し緊急やむを得ず身体拘束を行うときは、委員会を開催して身体拘束の内容を検討する。
- 2) 委員会で緊急やむを得ないと判断した場合は、個別支援計画書への記載、および「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書（様式1）」により利用者本人、保護者へ説明し同意を得るよう職員に指示する。
- 3) 身体拘束を行った場合は、ケース記録の記載を職員に指示する。
- 4) 身体拘束が長期化しないよう必要とされる職員を適時招集してカンファレンスを開催し、身体拘束廃止の検討を行い、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録（様式2）」に検討内容を記録

する。

- 5) 身体拘束適正化に係る研修に積極的に参加する。
- 6) 身体拘束適正化に係る研修を年1回以上行うこととする。
- 7) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規程等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

第5条

- 1) 委員会は、身体拘束が起こらないよう事前の措置として、職員の身体拘束適正化意識の向上や知識を周知し、身体拘束のない事業所環境づくりを目指さなければならない。
- 2) 委員は、日頃より社会福祉法・知的障害者福祉法のみならず障害者総合支援法や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティ）の向上にも努めるものとする。
- 3) 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に身体拘束及び身体拘束につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。

附 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。